

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
有効期間	一種(令和16年3月31日まで)

警視庁総務部長 殿
各道府県警察の長

警察庁丁犯被発第32号
令和6年3月18日
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について(通達)
「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について」(令和6年3月18日付け警察庁丙犯被発第13号)に基づく「犯罪被害給付制度事務処理要領」に係る運用上の留意事項は下記のとおりであることから、適正な犯罪被害給付制度の運用に努められたい。

なお、「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正に伴う運用上の留意事項について(通達)」(平成30年3月30日付け警察庁丁給厚発第89号)は廃止する。ただし、平成30年4月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

記

1 対象事案の把握及び教示の徹底

(1) 対象事案の把握

対象事案の把握に遺漏なきを期するため、犯罪被害給付事務担当課と事件主管課、警察署等との連携を一層密にするとともに、必要な体制の整備に努めること。

特に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)第10条第3項で定める犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例により、同条第2項の申請期間を経過した場合であっても申請ができることとなる場合があることに留意すること。

(2) 教示の徹底

ア 教示の原則

教示はこれを行うことが原則である。

例外的に教示を行わないのは、法第9条の規定による額の最高額を上回る額の他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領していることが明らかな場合や犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)。

以下「規則」という。)により犯罪被害者等給付金が不支給となること
が明らかな場合に限られることに留意すること。

イ 適切な教示

個々の事案の軽重、犯罪被害者等の置かれた状況等に十分に配慮し
て、適切な教示の実施時期、方法、内容等を検討すること。

ウ 教示に当たっての留意点

既に他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領している場合であ
っても、受領した額と法第9条の規定による額との多寡が明らかでない
場合は、教示を行うこと。

また、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある
場合であっても、支給されるケースがあることから、誤りなく教示を行
うこと。

(3) 適正な業務管理

対象事案が遺漏なく把握され、かつ、教示が適切な時期、方法、内容
等でなされているかについての業務管理を徹底すること。

なお、実情に応じて、制度教示の経過、「被害者の手引」の配付、被害
者連絡の実施状況など、犯罪被害者等への対応状況の把握に資するシステ
ムの構築について検討すること。

2 適正かつ迅速な裁定

(1) 適正な裁定

裁定のための事務処理に当たっては、調査等により収集された資料に
基づいて事実関係を認定した上で、法令に基づいて合理的かつ論理的な
裁定案の作成に努めること。

なお、事実認定の困難な事案、審査請求が予想される事案等について
は、「質疑用紙」(別添1)により警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進
課(以下「犯罪被害者等施策推進課」という。)と質疑検討を行うこと。

また、平成30年4月1日から施行された犯罪被害者等給付金の支給等
による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成
30年政令第94号)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の
支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成30年国家公安委員
会規則第6号)には、犯罪行為が行われた日により経過措置が定められて
いることから、その正確な適用に留意すること。

(2) 迅速な裁定

ア 裁定計画

申請を受け付けた事案について、個々に見通しを立て、的確な裁定計画を策定すること。

なお、裁定計画にあつては、毎月「裁（決）定計画書」（別添2）を作成し、月末の5日前までに犯罪被害者等施策推進課に報告すること。

イ 検討調書の作成

「検討調書」（別添3）及び「検討調書作成要領」（別添4）に基づき、検討調書を作成すること。その際、事案の軽重・難易度等に応じて適宜に作成し、また、書類間の重複記載を省略するなど、事務処理の簡素化に配慮すること。

ウ 仮給付の積極的な運用

仮給付は、本来の裁定が行われるまでの間、犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済のために行われるものであることを踏まえ、犯罪行為の加害者を知ることができない、犯罪被害者の障害の程度が明らかでない、加療継続中で犯罪被害者負担額が確定しないなど、速やかに裁定をすることができない事情があり、仮給付決定の要件が存在する場合には、その積極的活用に配慮すること。また、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定が行われるまでの間、仮給付金の支給決定を複数回行うことも可能であることから、個々の犯罪被害者等の経済状況等の事情に応じ、柔軟に運用すること。

特に、重傷病給付金の支給裁定申請のあった事案については、加療が継続中であるがゆえに、給付期間が満了するまで支給に係る裁定を行うことができないような場合には、長期にわたり重傷病給付金を受けられないことになりかねないことから、犯罪被害者の意向等を踏まえつつ、同制度の積極的な活用を図ること。

この場合、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第16条第2号に規定する「当該仮給付金の決定において定める日」については、その時点において犯罪被害者に支給できる額が最大となるように定めるものとするが、犯罪被害者の自己負担額の算定を簡易、迅速にするため、暦月の末日として差し支えない。

なお、仮給付金の支給決定については、警察本部長が専決処理できるようにすることについて検討すること。

3 損害賠償に関する状況の適切な把握

(1) 損害賠償に関する調査の実施

裁定のための調査として、損害賠償の受領の有無、加害者に犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力があるか等につき、必要な調査を行い、その状況について、具体的に検討調書に記載すること。なお、当該調査の対象は、以下のとおりであるので留意すること。

ア 調査対象事案

次の(ア)及び(イ)の場合を除き、全ての事案について当該調査を行うこと。

(ア) 犯罪被害者又はその遺族が損害及び加害者を知った時から5年を経過し、損害賠償請求権が短期消滅時効により消滅している場合（民法（明治29年法律第89号）第724条及び第724条の2）

(イ) 加害者の人定が特定されていない場合

なお、これらの場合に該当する事案については、その旨を具体的に検討調書に記述すること。

イ 調査対象者

加害者はもとより、加害者が未成年等であり賠償責任能力がない場合の監督義務者や、加害者が暴力団構成員である場合の当該暴力団の代表者等、当該犯罪被害につき損害賠償責任を負う者について調査を行うこと。

また、必要があれば、申請者やその他の関係人に対する調査も実施すること。

(2) 損害賠償に関する動向の把握

裁定の通知に当たっては、申請者に対し、犯罪被害者等給付金の支給後に、加害者等に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者等から損害賠償を受ける見込みが生じたときは、犯罪被害給付事務担当課に申出を行うように依頼するとともに、裁定後に(1)の調査内容に何らかの変動が生じたことを認知した場合には、必要に応じ、受給者、加害者等に対する聞き取り、犯罪捜査の権限のある機関との連携等により、その詳細な状況について把握した上で、犯罪被害者等施策推進課に報告すること。

なお、犯罪被害者等給付金の受給者又は加害者に対して聞き取りを行う際には、受給者に二次的被害を与えること、又は加害者の更生を妨げることのないよう十分留意すること。

4 複数の都道府県警察に係る対象事案の取扱い

(1) 関係都道府県警察等への通報

犯罪被害者等が対象事案の発生地以外の都道府県に居住している場合には、複数の都道府県警察において対象事案を早期かつ確実に把握する必要があることから、当該対象事案の発生地を管轄する都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課は、関係資料が全て整うことを待つことなくできる限り早期の段階で、犯罪被害者等施策推進課及び当該犯罪被害者等の住所地を管轄する都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課に対して、「複数の都道府県警察に係る犯罪被害給付制度対象事案発生通報票」（別添5）により通報すること。

なお、対象事案の発生地を管轄する都道府県警察による調査によって第一順位遺族を特定することができなかつた場合には、第一順位遺族となる可能性のある遺族の住所地を管轄する都道府県警察に対して通報を行うこと。

(2) 関係都道府県警察間の連携

(1)の通報が行われた場合において、当該通報を受けた都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課は、当該通報をした都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課その他関係する部署と連携しつつ、犯罪被害給付制度に関する教示その他犯罪被害者等に対する必要な支援を実施すること。

なお、犯罪被害者等に対する制度教示について、関係都道府県警察間で齟齬^{そご}をきたすことのないよう、当該通報をする都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課においてできる限りの範囲で制度教示を行い、当該教示の内容について別添5の通報票に明記すること。

(3) 遺族給付金支給裁定のための調査に係る調整

複数の第一順位遺族の全部又は一部が対象事案の発生地以外の都道府県に居住している場合における犯罪被害者等給付金の裁定のための調査については、その効率的な実施に資するため、対象事案の発生地の都道府県に居住する第一順位遺族がある場合には当該都道府県警察における裁定のための調査が他の都道府県警察に先行して行われるようにすることを原則として関係都道府県警察相互間で調整し、それ以外の場合には犯罪被害者等施策推進課の調整を受けること。

5 関係機関等との連携

管内の医療機関、医療保険の保険者等の関係機関と緊密な連携を行い、円滑な裁定事務が行われるように努めること。

また、犯罪被害給付制度の周知徹底や適切な申請補助事務等が行われるよう、民間支援団体、他の公的機関等との緊密な連携に努めること。

6 教養の徹底

迅速かつ適正な裁定を推進するため、担当職員の能力向上を図ること。

また、警察活動の各般において本制度について適切な教示を実施することの重要性を踏まえ、職員の知識不足により申請者等に誤解を与えることがないようにするとともに、本制度の利用を促進するため、全職員に対して教養を徹底すること。

7 犯罪被害者等施策推進課への報告等

犯罪被害者等施策推進課への報告、質疑については、これまでのとおり、P-WANにより行うこと。

別添1

質 疑 用 紙

質疑年月日	年 月 日	質疑者	〇〇県警察本部〇〇課	氏 名
事 件 名				
犯罪被害の 発生年月日	年 月 日	申請年月日	年 月 日	
事件の概要				
質 疑 内 容				

※ 質疑内容欄には、県の意見・解釈等についても記載すること。

・過去における給付金受給の有無、内容

2 遺族 ～ (1)～(3)に該当する者全員について記載する。

(1) 第2の1以外の第一順位遺族

- ・本籍 日本 外国 ()
 - ・住所
 - ・職業
 - ・氏名
 - ・生年月日 (当時年齢) 年 月 日生 (当時 歳)
 - ・犯罪被害者との続柄
 - ・生計維持関係 (令第6条) 有 無
- [認定理由]
- [区分] 60歳以上の夫、父母又は祖父母
 18歳未満の子又は孫
 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
 上記以外の規則第15条の障害状態にある者
 上記以外のもの

・申請の状況

(2) 生計維持関係遺族 (第2の1及び第3の2(1)を除く。)

- ・本籍 日本 外国 ()
 - ・住所
 - ・職業
 - ・氏名
 - ・生年月日 (当時年齢) 年 月 日生 (当時 歳)
 - ・犯罪被害者との続柄
 - ・生計維持関係 (令第6条)
- [認定理由]
- [区分] 妻
 60歳以上の夫、父母又は祖父母
 18歳未満の子又は孫
 18歳未満又は60歳以上の兄弟姉妹
 上記以外の規則第15条の障害状態にあるもの
 上記以外のもの

(3) 第2の1並びに第3の2(1)及び(2)以外の法第5条第1項の遺族給付金の支給を受けることができる遺族

- ・氏名
- ・生年月日 (当時年齢) 年 月 日生 (当時 歳)
- ・犯罪被害者との続柄

認定資料	・ ・ ・
------	-------------

第4 加害者に関する事項

1 経歴等

・経歴

・前科前歴等（罪種別） 前科○犯（ 等）前歴○回（ 等）

2 刑事事件における処分結果等

認定資料	・ ・ ・
------	-------------

第5 犯罪被害に関する事項

1 事案の概要

(1) 犯罪被害者と加害者との関係

(2) 犯罪被害の概要

- ・犯罪被害を受けるまでの状況（犯罪被害を受けるに至った遠因、直接の動機、原因等）
- ・加害者の犯行準備状況
- ・犯罪被害の状況（犯行状況、被害者及び加害者の犯行現場等における相互間の言動等）

(3) 法第10条第2項の該当性

- 法第10条第2項に規定された期間内に申請が行われている
- 法第10条第2項に規定された期間を経過して申請が行われている

(4) 法第10条第3項の該当性

- 有 無
- [理由]

(5) その他犯罪被害に関連すること

2 犯罪被害の該当性

(1) 罪名、罰条（認知時、逮捕時、起訴時、判決時）

- ・認知時（ 年 月 日）
- ・逮捕時（ 年 月 日）
- ・起訴時（ 年 月 日）
- ・判決時（ 年 月 日）

(2) 犯罪被害の該当性

- ・犯罪被害の該当性
- 有 無
- [理由]

*重傷病給付金の場合

入院日数	日	加療期間	日
傷害又は疾病の状況			

*障害給付金の場合

障害等級	第 級 号
障害の部位・程度	
認定理由	

3 未検挙事件の捜査状況

(1) 捜査体制

(2) 捜査経過と捜査の見通し

認定資料	・ ・ ・
------	-------------

第6 給付金の減額に関する事項

1 法第6条の規定による減額

(1) 減額程度、根拠規定

- 全額支給
- 不支給
- 一部支給

～減額程度 1/3減額 2/3減額

(2) 減額等認定理由 ～ 検討箇所は全て理由を記載、適用条項の□欄には全てチェック(■)を入れる。

- ・規則第2条 第1号 監護有 第2号 監護有 無
監護無 監護無

[理由]

- ・規則第2条本文 適用除外有 適用除外無

[理由]

- ・規則第2条ただし書 有 無

[理由]

- ・規則第3条本文 有 無

[理由]

- ・規則第3条ただし書 有 無

[理由]

- ・規則第4条 第1号 第2号 第3号 無

[理由]

- ・規則第5条 第1号 第2号 第3号 無

[理由]

- ・規則第6条 第1号 第2号 無

[理由]

- ・規則第7条 有 無

[理由]

- ・規則第8条 有 無

第1項 (第1号 第2号 第3号)

第2項

[理由]

- ・規則第10条 有 無

[理由]

2 法第7条の規定による減額

有 無

(1) 給付等の名称

- ・根拠法名
- ・給付等名称

(2) 受給者、受給年月日、受給状況

- ・受給者
- ・受給年月日 年 月 日
- ・受給額 円
- ・受給状況

3 法第8条の規定による減額

(1) 損害賠償の受領

有 無

- ・受領者
- ・賠償者（加害者、その他の者等）
- ・受領状況（受領年月日、受領額、受領方法（全額・一部受領の別、一括・分割受領の別））
- ・経緯（訴訟、示談交渉等）

(2) 損害賠償の請求

有 無

- ・請求者
- ・被請求者（加害者、その他の者等）
- ・請求状況（請求年月日、請求額、請求方法（訴訟、示談交渉、訴訟提起の見込み等））
- ・交渉経緯

(3) 加害者等の損害賠償能力

有 無

- ・職業、収入
- ・資産（預貯金の額、所有する不動産の評価額、借財の額等）

(4) 加害者等の損害賠償の意思

有 無

- ・具体的状況

認定資料	・ ・ ・
------	-------------

第7 仮給付決定、仮給付事案の裁定に関する事項

遺族給付金 重傷病給付金 障害給付金

1 仮給付事案の該当性

有
 無〔理由〕

2 仮給付決定に関する事項

- 原則的計算 (A)

● 総賃金 ÷ 総日数 = 収入日額 ※ 小数点以下第3位四捨五入……………A

- 最低保障額計算 (月額と時間により変わる賃金が混在する場合) (D)

● 月額分 月額分 ÷ 総日数 ※ 端数処理を行わない …………… B
● 歩合等分 歩合等分 ÷ 稼働日数 × 60/100 ※ 端数処理を行わない …… C
● B + C = 収入日額 ※ 小数点以下第3位四捨五入 …………… D

例： 原則計算 (A) > 最低保障 (D) = 円

(2) 遺族給付基礎額、休業加算基礎額又は障害給付基礎額の決定

- ・ 年齢 歳 (被害当時)
- ・ 遺族給付基礎額の決定
 - 遺族給付基礎額の算定

収入日額 (円) × 70/100 = 遺族給付基礎額

※ 端数処理を行わない。

- 遺族給付基礎額の決定

※ 令別表第1又は別表第2の別によること。ただし、令第6条第1項第1号に掲げる場合であって、犯罪被害が行われた時における犯罪被害者の年齢が25歳未満であるときは、6,600円を遺族給付基礎額とする。

- 最高額超過 円
- 最高額 円
- 中間 円
- 最低額 円
- 最低額未満 円

= 円

- ・ 休業加算基礎額の決定

- 休業加算基礎額の算定

収入日額 (円) × 48/100 = 休業加算基礎額

※ 端数処理を行わない。

- 休業加算基礎額の決定

※ 令別表第3によること。

- 最高額超過 円
- 最高額 円
- 中間 円
- 最低額 円
- 最低額未満 円

= 円

- ・ 障害給付基礎額の決定

- 障害給付基礎額の算定

② 8歳未満であった生計維持関係遺族に係る

下記の数の合計

- 8歳未満 人
- 7歳未満 人
- 6歳未満 人
- 5歳未満 人
- 4歳未満 人
- 3歳未満 人
- 2歳未満 人
- 1歳未満 人

①及び②の合計

= _____ 倍

第1項第2号 上記第1号以外のもの

_____ 1,000倍

= _____ 倍

・障害給付金の場合

[根拠]
政令第15条
規則別表

<input type="checkbox"/>	第1級 (常時介護)	号	2,880倍
<input type="checkbox"/>	第1級	号	2,160倍
<input type="checkbox"/>	第2級 (随時介護)	号	2,160倍
<input type="checkbox"/>	第2級	号	1,865倍
<input type="checkbox"/>	第3級	号	1,600倍
<input type="checkbox"/>	第4級	号	920倍
<input type="checkbox"/>	第5級	号	790倍
<input type="checkbox"/>	第6級	号	670倍
<input type="checkbox"/>	第7級	号	560倍
<input type="checkbox"/>	第8級	号	450倍
<input type="checkbox"/>	第9級	号	350倍
<input type="checkbox"/>	第10級	号	270倍
<input type="checkbox"/>	第11級	号	200倍
<input type="checkbox"/>	第12級	号	140倍
<input type="checkbox"/>	第13級	号	90倍
<input type="checkbox"/>	第14級	号	50倍

= _____ 倍

3 犯罪被害者負担額の算定

(1) 犯罪被害者の加入する医療保険(保険者)

国民健康保険 (市町村 国民健康保険組合)

(名前: _____)

健康保険 (全国健康保険協会 健康保険組合)

(名前: _____)

その他

(名前: _____)

(2) 犯罪被害者の加療状況

・加療期間

1か月以上 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1か月未満 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日)

・入院期間

3日以上 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3日未満 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日)

(3) 犯罪被害者負担額の算定

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
傷病に係る 医療を行っ た日数	入院実日数	日	日	日	日	日
	入院外診察実日数	日	日	日	日	日
領収書等による自己負担額 A		円	円	円	円	円
医療費自己負担額		円	円	円	円	円
食事療養に係る自 己負担額		円	円	円	円	円
高額療養費等の額 B		円	円	円	円	円
付加給付額 C		円	円	円	円	円
犯罪被害者負担額 = A - B - C		① 円	② 円	③ 円	④ 円	⑤ 円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨ 円	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
⑭ 円	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	⑱ 円	⑲ 円	⑳ 円	㉑ 円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
⑳ 円	㉑ 円	㉒ 円	㉓ 円	㉔ 円	㉕ 円	㉖ 円	㉗ 円

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円
㉘ 円	㉙ 円	㉚ 円	㉛ 円	㉜ 円	㉝ 円	㉞ 円	㉟ 円

※ 円未満切り捨て

犯罪被害者負担額 = ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮
+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟
+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷

= 円

4 休業加算額の算定

(1) 療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日の数（犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間のもの）

認定資料がある場合

- ・収入の全部を得られなかった日 日
- ・一部を得られなかった日 日 計 日 …①

年俸制、月給制等の場合で、当該療養にかかる期間の収入が減少したものの、減少の原因となった日が特定できない場合

減少額（	円）	÷	収入日額（	円）	= 商…剰余
------	----	---	-------	----	--------

- ・収入の全部を得られなかった日(商の値) 日
- ・一部を得られなかった日(剰余があれば1日) 日 計 日 …①

(2) 休業日の数

上記4(1)から次に掲げるものを除いた日

- 休業加算基礎額を超える収入を得た部分休業日 日
 - 休業日の第3日目までの日 3日
 - 懲役、禁固または拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置をされていた日 日
 - 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされていた日 日
 - 労務場留置の言渡しを受けて労務場に留置をされていた日 日
 - 法廷等の秩序維持に関する法律第2条第1項の規定により留置場に留置をされていた日 日
 - 少年法第24条第1項第2号若しくは第3号の規定により少年院等に収容をされていた日 日
- 計 日 …②
- 休業日の数 = ① - ② = 日 …③

(3) 部分休業日における収入の合計額

部分休業日(上記(2)の休業日のうち、当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日)において得た収入の額を合算した額

計 円 …④

(4) 休業加算額の算定

$$\text{休業加算基礎額} \times \text{休業日の数(③)} - \text{部分休業日における収入(④)} = \text{休業加算額}$$

※小数点以下切り捨て

5 法第9条の規定による給付金の額

◆ 遺族給付金の場合

$$\text{遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} = \text{A 円}$$

※小数点以下切り捨て

○ 減額式(例 1/3減額の場合)

$$\text{A} \times 1/3 + \text{その他の減額} = \text{B 円}$$

※小数点以下切り捨て

○ 給付額

$$\text{A} - \text{B} = \text{給付額 (遺族給付金)}$$

◆ 重傷病給付金の場合

$$\text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} = \text{A 円}$$

…前記の算定により得た額
※円未満切り捨て

- 減額式（例 1/3減額の場合）

$$A \times 1/3 + \text{その他の減額} = B \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 給付額

$$A - B = \text{給付額} \quad (\text{重傷病給付金})$$

- ◆ 障害給付金の場合

$$\text{障害給付基礎額} \times \text{倍数} = A \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 減額式（例 1/3減額の場合）

$$A \times 1/3 + \text{その他の減額} = B \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

- 給付額

$$A - B = \text{給付額} \quad (\text{障害給付金})$$

認定資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
------	---

第9 裁（決）定案

- 1 給付金（仮給付金）を支給する。

〔例〕 各給付金算定式（1/3減額の場合）

- ◆ 遺族給付金の場合

（遺族給付基礎額×倍数+犯罪被害者負担額+休業加算額）

$$\frac{\text{（遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額）} - \text{〔（遺族給付基礎額} \times \text{倍数} + \text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額）} \times 1/3 + \text{その他の減額〕}}{\text{第一順位遺族の数}}$$

=給付金

- ◆ 重傷病給付金の場合

$$\text{犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額} - \text{〔（犯罪被害者負担額} + \text{休業加算額）} \times 1/3 + \text{その他の減額〕} = \text{給付金}$$

- ◆ 障害給付金の場合

$$\text{（障害給付基礎額} \times \text{倍数）} - \text{（障害給付基礎額} \times \text{倍数} \times 1/3 + \text{その他の減額）} = \text{給付金}$$

- 2 給付金を支給しない

検 討 調 書 作 成 要 領

1 作成の基本

- (1) 検討調書への記載は、事案の内容等を勘案し都道府県公安委員会の判断により、検討票の記載内容を必要かつ十分なものとした上で、その作成内容を省略し、又は簡略化することができる。
- (2) 上記により記載内容を省略等する場合においても、減額事由に関する事項、給付金計算に関する事項及び裁定のための重要な要件となる事項については、厳格に審査の上、詳細に記載するものとする。
- (3) 裁定に影響を及ぼす、犯罪被害者の当時の年齢、遺族の範囲、遺族の当時の年齢、各基礎額の算定に用いる係数、各基礎額、倍数等の形式的事項については、確実かつ正確にチェックを行うこと。
- (4) 事実確認においてはこれを省略することなく、根拠法令、裁定事例及び実務に従い確実に対応すること。

2 具体的基準

- (1) チェック欄（□）において該当する箇所は、「■」にすること。
- (2) 検討調書の省略又は簡略化は、次を参考に行うこと。
 - ア 第5中、「1 事案の概要」については、必ずしも項目ごとに記載せず、同項目を加味した事案の概要を記載することで足りる。なお、検討票の欄中「犯罪被害の概要」に内容が十分に記載されている場合は、当該欄の記載を省略することができる。
 - イ 第5中、「2 犯罪被害の該当性」については、検討票中、「犯罪被害を受けた日時」「加害者の処分結果等」「犯罪被害の概要」の各欄に必要な事項が記載されていれば、これを省略することができる。
 - ウ 第5中、「3 未検挙事件の捜査状況」については、検討票にこれが十分に記載されていればこれを省略することができる。
 - エ 第6以下の事項は全て記載する。

別添 5

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長 殿
警察本部 部 課長 殿

警察本部 部 課長

複数の都道府県警察に係る犯罪被害給付制度対象事案発生通報票

発生年月日： 年 月 日		発生場所：		
事件名：				
犯罪被害者	氏名：		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日： 年 月 日	職業：		
	本(国)籍：			
	住所：			
	連絡先：			
	教示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		申請の意思： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 保留	
	教示の方法： <input type="checkbox"/> 直接面談 (被害者の手引きの交付 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未)		<input type="checkbox"/> 電話	
----- 教示の内容 (又は教示できなかった理由)：				
加害者	氏名：		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日： 年 月 日	職業：		
	本(国)籍：			
	住所：			
	処分状況：	前科 犯 前歴 回		
被害程度	死亡： 年 月 日 [死因]			
	負傷： [程度] <input type="checkbox"/> 入院中 [期間 年 月 日 ~ 年 月 日] <input type="checkbox"/> 通院中 [期間 年 月 日 ~ 年 月 日] <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 不明			
	障害 (見込み)： [部位] [程度]			
第一順位遺族 (又は第一順位遺族となり	第一順位遺族の特定 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未			
	第一順位遺族を特定した理由とその根拠 (又は特定できなかった理由)：			
	氏名：		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日： 年 月 日	職業：		
	住所：			
	連絡先：			
	続柄：	生計維持関係 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
教示の有無： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		申請の意思： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 保留		
教示の方法： <input type="checkbox"/> 直接面談		<input type="checkbox"/> 電話		

